

第六章 後見  
凡そ人間であつて自分で自分を處理し、自分で防衛することの出来ない者には、法律はこれに特別の保護を與へるのであります、それでは、どんな人を法律が守るのですかと云ひますれば、年の幼弱な者又は精神に異状のあるやうな人を云ふのであります。さうして、年の足らない者即ち未成年者はすべてこの後見によつて法律の保護を受けけると云ふものではありません。前にも申しましてやうに其家に父か母のある時は其親権によつて保護をうけるので、後見を受けるのではありません。未成年者が後見で守られるのは、其家に親権を

## 婦人と親族法

太田英隆

英

隆

を行ふ者がないとき、それから親権者が管理權を持つてゐないとき有限るのです。  
後見は未成年者及び、禁治產者（心神喪失の常況に在る者）を守る爲めに、公益上から定めた一の職務だと云ふことは出來ません。なぜかなれば國家と云ふものは、これが規定は設けはするが、自分が其事務に干渉せないものであつて、後見の機關は私のものであつて、國家の機關でないからであります。であります、後見の機關である後見人、後見監督人又は親族會員となる義務は、國家に對する公法上の義務であります。それで、この役目に選ばれた者は、正當の事柄がない以上はこれを斷りすることは出來ません。  
後見の職務は無賃で行ふのが原則であります。それで、職務を行つたて、どんなに長い間、どんなに煩雜な仕事をしたからと云つても、報酬を呉れと云ふことは出來ません。又自分の子の世話を

して金吳れと云ふものもありますまいが、廣い世の中にはどんな人がないとも限らないから、法律はまさかの時を心配しておいたのです。唯後見人に對しては、後見された人の財産中から相當の報酬を與ふる場合もありますが、極く稀でありますて、これとて、後見人が當り前に取つてもよいと云ふ權利ではあります。

**後見**とは、親權を脱した未成年者又は禁治產者の身體財産を監護管理する爲め、法律によつて能力のある人に命ぜられた任務であります。

### 第一節 後見の開始

後見はどんなときに行まるかと云ひますと左の二つの場合に限ります  
第一 未成年者に親權を行ふ者がないとき、又は親權を行ふ者が管埋權を有せない時

(一) 前に親權の性質のときに述べたやうに、未成年者は親權によりて保護を受け、又後見によりても保護を受けるのであります。同時に兩者の保護を受けるではありません。未成年の子が其家に於て、父か又母を有するときは親權によつて守られ、若し其父及び母が知れないとき、死亡したとき、父や母が最初から子の家にゐないとき、其家を去つた時、其他父及び母が家にあつても共に親權を行ふことの出来ないときに於てのみ、後見の開始があるのです、又親權を行ふ者が管埋權を有せないときにも後見は始まります。  
(二) 心神喪失の常況にある者が、禁治產者となることは裁判所の宣告を受ける事は既に述べた通りであります。さうしてこの宣告を受けた者はもう普通の人で有りませんから、何事をするにも大切な無効となるのです。それで後見に附せられるので

す。

## 第二節 後見の機關

潦車はよく走りますが、機關がなくては一寸も動きません。日本の國はちゃんとよく治まつてゐますが、これには國家の機關と云ふ者があつてよく治まるのです。潦車が機關の爲めに動いたり國家が機關の爲めに政を行ふやうに、後見もやつぱり機關があるから、年の足らない人や、精神の違ふ人を守ることが出来るのです。後見の機關は後見人、後見監督人、親族會の三つがありまして、後見人の役は直接能力の無い者を守るのです。而して後見監督人は後見の役を監督するものでして、仲々大切な役目です。若し後見人の勝手にしてふくと、後見人は無能力者相手を幸ひにその人の財産を取つたり、自分の都合のよいことをしたりします。これは世の中によくある例でして芝居や小説にも、後見人が人の財産を取らうとして、大變なことになるのは、皆さんの御存じのことでせう。さうして、親族會は、相談の方法によ

つて、後見人の仕事を指揮したり、監督したりするものであつて、これも仲々大切な能力な役目です。もしこれがないと、後見人と監督人とが心を合して、いろんな惡事をやります。兎角世の中は金ですから、若い人や精神の亂れた人は、注意を重ねて保護せねばなりません。この邊を中心配して親族會を設けたのです。親族會は澤山の人々が相談するのですから、一人や二人位慾張りの悪い人があつても、自由にさせないのです。こうなると法律は仲々親切なものでせう。皆さんのよくお解りになる爲めに、この三つを例を以て今一度申しますれば、國家に例えると、後見人は事務官で、後見監督人は監督長官で、親族會は丁度議會とでも云つたやうなものであります。

こんな事柄は、家を持つて居る人の心得ておへきものでありますから、これから少しく三つにつきて述べませう。それから、親族法は、後見でお終ひでありますから、本章で私の今迄述べした婦人と親族法も終ります。